

令和4年2月4日

保護者各位

福島東稜高等学校
校長 小原 敏
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染急拡大における濃厚接触者の対応について

余寒の候 保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解をいただき、心より感謝申し上げます。

1 月末に本校において新型コロナウイルスの陽性者が確認され、大変ご心配をおかけいたしております。保健所の指導に基づき、本校におきましてはより一層の感染予防対策に努めております。保護者の皆様にもご協力をいただいておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、今回 B.1.1.529 系統（オミクロン株）の流行により、その対応として福島県総務部私学・法人課より新たな方針が通知されました。

つきましては、下記の内容を確認の上、今後の対応にご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 濃厚接触者の特定と臨時休業の判断について

- (1) 学校内で生徒・学生・教職員に陽性者が発生した場合は、本校で校内の調査と確認を行い濃厚接触者を特定し、保健所に報告する。
- (2) 同居家族に陽性者が発生した場合は、保健所が濃厚接触者を特定し、検査や調査を行う。
- (3) 学校で感染者が発生した場合、臨時休業の期間は学校医等と相談をし、開始してから 5 日程度（土日祝日を含む）とする。

2 濃厚接触者への対応について

- (1) 濃厚接触者の待機期間については、科学的知見に基づき、陽性者との最終接触日から原則 7 日間（8 日目解除）とする。ただし、10 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やリスクの高い活動を避ける等感、感染対策に努めること。
- (2) 濃厚接触者は原則自宅待機とし、発熱等の症状が出た場合には、かかりつけ医もしくは受診・相談センターへ連絡をする。

3 家族が濃厚接触者となった場合の対応

- (1) 生徒・学生の同居家族が濃厚接触者に特定された場合、その生徒・学生本人と濃厚接触者を含む全ての同居家族に症状が見られない場合に限り登校可能とする。
- (2) 同居家族や生徒・学生本人に症状が見られる、あるいは感染の不安がある場合は、感染拡大防止のため自宅待機とし「出席停止」扱いとする。
- (3) 生徒・学生が濃厚接触者として自宅待機する期間中、保護者の勤務等に関する対応については事業所ごとの判断となるため、それぞれの所属先に確認すること。

【事務担当 教頭 小平 崇 菅野史恵 TEL:024-535-3316】